

○公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団（以下「財団」という。）の定款第18条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 定款第28条の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 この法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 使用人を兼務する役員 役員のうち、この法人の使用人である者をいう。
- (5) 評議員 定款第14条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与及びその他職務遂行の対価をいう。
- (7) 費用 職務の遂行に伴い発生する旅費及び手数料等をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、給料及び手当とする。
- 3 常勤役員の賞与は、毎年6月及び12月とする。
- 4 常勤役員に支給する手当は、通勤手当とする。
- 5 非常勤役員には、その職務執行に必要な会議への出席及び事務に従事した場合の対価としての報酬を支払うことができる。
- 6 評議員には、その職務のため会議等に出席時は、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に支給する報酬月額及び賞与は、別表第1「常勤役員の報酬月額等」のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 常勤役員に支給する手当の額は、公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団職員給与規程に定める財団職員の例に準ずるものとする。

3 非常勤役員及び評議員に支給する報酬等の額は、別表第2「非常勤役員及び評議員に支給する報酬等の額」のとおりとする。

(費用)

第5条 財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項に定める費用のうち旅費については、公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団職員旅費規程に定める財団職員の例に準ずる。ただし、役員又は評議員が国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する一般職又は特別職である場合は、その者からの請求があった場合に限り支給できるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 第3条第2項に定める給料及び手当の支給方法は、公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団職員給与規程に定める財団職員の例に準ずる。

2 第3条第3項に定める賞与の支給方法は、公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団職員給与規程に定める財団職員の例に準ずる。

3 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、事業執行に必要な会議の出席等、必要の都度支払うものとする。

(退職手当)

第7条 役員及び評議員が任期満了又は退任した場合の退職手当は、支給しない。

(公表)

第8条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額等（第4条第1項関係）

区 分	報酬月額	賞与額
代表理事	300,000円までの範囲内	基準日在職の常勤役員の1.5か月分の報酬月額
理事	300,000円までの範囲内	

別表第2 非常勤役員及び評議員に支給する報酬等の額（第4条第3項関係）

区 分		報酬等の額	職務の内容	適 用
理事 評議員		日額 8,400円	職務のため、理事会又は評議員会等の会議に出席した時、又は事業執行に必要な事務に従事した時	国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する一般職又は特別職である者には、支給しない。
監事	ア	日額 8,400円	職務のため、理事会又は評議員会等の会議に出席した時、又は監査に必要な事務に従事した時	国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する一般職又は特別職である者及びイの報酬等を支給される者には、支給しない。
	イ	年額600,000円	財産の状況等会計監査等の実務及び理事の業務執行状況の監査等	公認会計士等の資格を有する者。